

資料No.2

後期高齢支援システム標準化
検 討 会 (第 4 回)

令 和 5 年 1 月 1 1 日

後期高齢支援システム標準化検討会 (第4回)

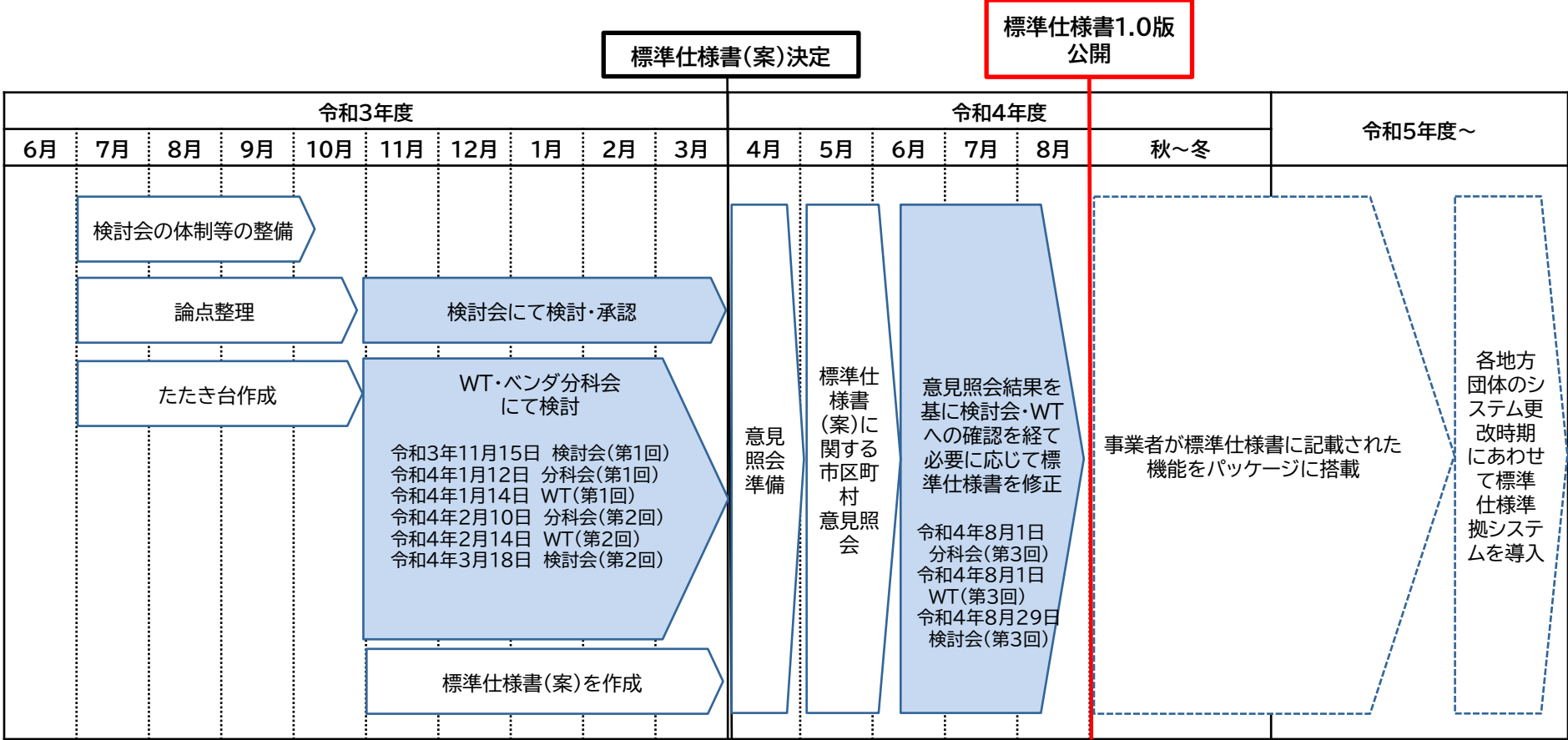
標準仕様書1.1版に向けた各種課題の対応について

令和5年1月11日

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容及び当年度実施事項について

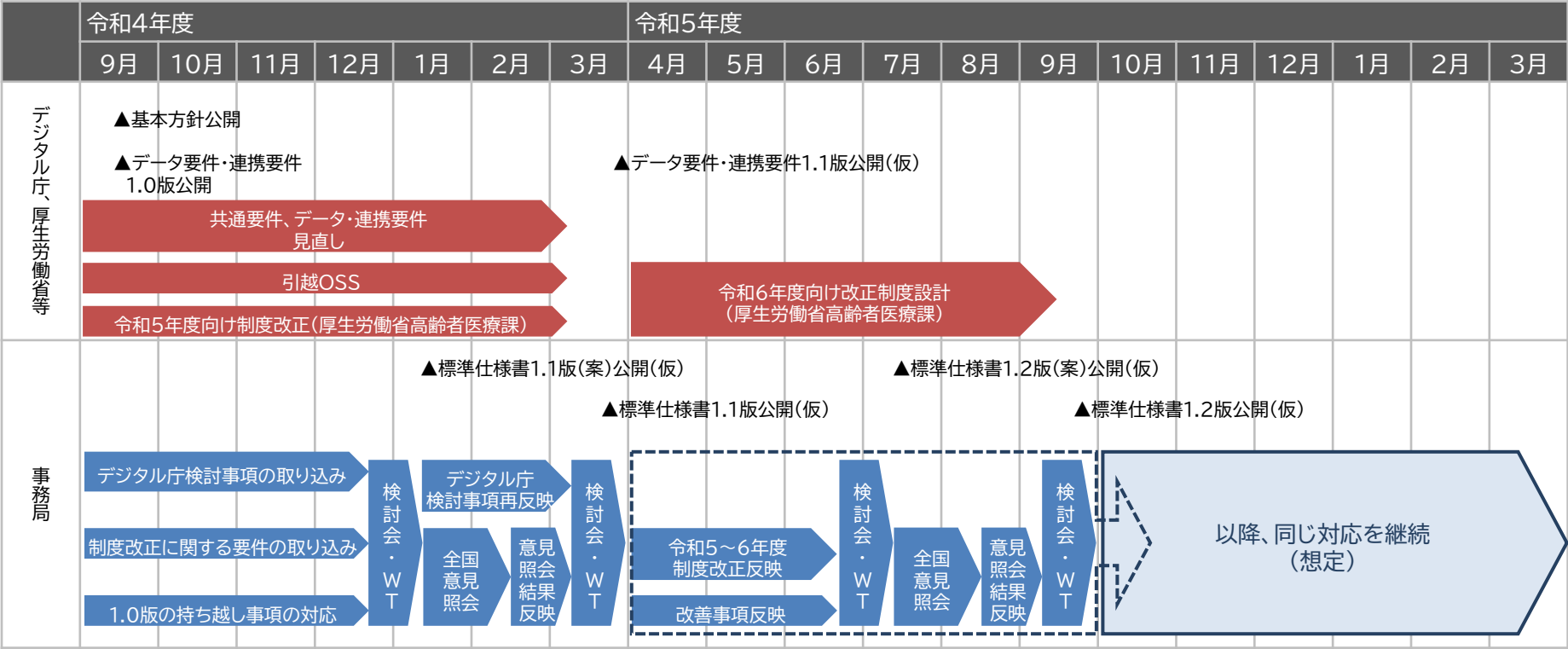
1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容及び当年度実施事項について

- 後期高齢支援システムの標準化については、以下のスケジュールで検討・作成作業を実施し、令和4年8月末に標準仕様書1.0版を公開した。



1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容及び当年度実施事項について

- 令和4年度においては、標準仕様書1.1版公開に向けて、デジタル庁整理事項・制度改正等の反映のほか、標準仕様書1.0版公開までの検討課題の整理・反映を行う予定としている。
- 令和5年度においては、改版した仕様書に対して追加検討とその反映を行い、半期ごとの標準仕様書の改版を想定している。



1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容及び当年度実施事項について

○ 当年度において、対応を予定している内容は以下のとおり。

- **デジタル庁検討事項の取り込み**

課題・検討事項に含まれるデジタル庁から示された最新仕様書の反映及び改めてデジタル庁が検討会を開催して今後検討が進められる事項に対して標準仕様書への反映を検討する。

⇒後述【2章】に記載。

- **制度改正に関する要件の取り込みについて**

来年度に向けて想定される制度改正内容を踏まえて標準仕様書への反映を行う。

⇒後述【3章】に記載。

- **標準仕様書1.0版の持ち越し事項の対応**

1.0版より持ち越した課題・検討事項について対応方針の決定、標準仕様書への反映を行う。

⇒後述【4章】に記載。

2. デジタル庁方針の取り込みについて

2.1 デジタル庁における検討事項と対応方針について

2.2 基本方針等の標準仕様書への取込結果について

2.1 デジタル庁における検討事項と対応方針について

○ デジタル庁から示された最新仕様書の反映、及びデジタル庁が検討会を開催して今後検討が進められる事項について、現時点の状況と標準仕様書1.1版(案)への反映状況は以下のとおり。

#	対応事項	詳細	状況	標準仕様書1.1版(案)への反映状況
1	最新仕様書の反映	基本方針の差分取り込み	地方公共団体情報システム標準化基本方針(以下「基本方針」という。)0.8版まで取り込み済みであるため、最新の仕様書において修正された差分の取り込みを行う必要がある。	・標準仕様書反映済 ⇒取り込み内容については、後述【2.2】に示す。
2		共通機能標準仕様書の差分取り込み	地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書(以下「共通機能標準仕様書」という。)0.8版まで取り込み済みであるため、最新の1.0版において修正された差分の取り込みを行う必要がある。	
3		データ要件・連携要件標準仕様書の差分取り込み	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。)1.0版を踏まえて、標準仕様書1.0版が作成されているが、その意見照会結果等について、 デジタル庁から具体的なフィードバック依頼が示され次第、対応予定。	
4	デジタル庁検討事項の反映	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会	共通機能標準仕様書、データ要件・連携要件標準仕様書の課題について検討を行うこととなり、以下の各ワーキングチーム(以下「WT」という。)において検討を進め、年内にデジタル庁が整理を行った上で、調整が図られる予定となっている。	・標準仕様書未反映 ⇒今後の対応方針について次ページに示す。
5		データ連携ワーキングチーム	マルチベンダ構成の業務遂行において非常に重要な機能であり、事業者間で認識齟齬なく、実装するために必要な事項について、さらに具体化、詳細化するためのWTが進められている。	
6		申請管理ワーキングチーム	マイナポータルとの連携において、自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書との位置づけの整理、今後展望等を含め、認識を共有し、仕様疑義や個別APIの要否等の課題検討のWTが進められている。	
7		宛名管理ワーキングチーム	データ連携において重要な要素であるとともに、個人の管理は自治体業務において必須であることから、仕様疑義や名寄せ・移行の方針確認を行うためのWTが進められている。	
8		標準仕様の指定都市における課題等検討会	指定都市における課題等を令和4年度内を目途に点検するため検討が進められている。	
9		実装類型の点検について	実装必須機能と整理された機能に対し、オプション機能へ変更が可能なものがないか検討が進められている。	

2.1 デジタル庁における検討事項と対応方針について

- 前ページの#4(#5～#7)、#8、#9に記載のデジタル庁検討事項の対応方針について、デジタル庁における検討スケジュールは、以下の予定とされている。
 - ・ #4「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会」については、年内に実装・運用に関する課題の検討結果を公表できるよう各WTにて課題検討が行われる予定。
 - ・ #8「指定都市における課題等検討会」については、令和4年度内を目途に点検を行い成案がまとめられる予定。
 - ・ #9実装類型の点検については、実装必須機能の見直し案が年内に作成・展開される予定。

いずれも年内もしくは年度内の整理と位置付けられている。ただし、1.1版を3月末に公表しようとする場合、このデジタル庁の検討結果を待って反映等を行っている意見照会の期間が極端に短くなってしまふ、また、他に確認いただきたい内容を1.1版(案)として全国意見照会にかけ、その意見を取り込むことが困難となる。

そのため、以下の方針とし、資料2-別紙1「検討・課題一覧_後期高齢」に継続課題として追加する。

対応方針(結論)

- ①2023年1月実施の全国意見照会は、上記のデジタル庁検討事項は未反映で照会を実施する。
- ②意見照会結果の反映をその後、行うがその際にデジタル庁で方針が出されたもの等はこのタイミングであわせて反映を行う。
- ③②の状態でベンダ分科会、市区町村WTに諮らせていただく。
- ④③の資料を厚労省ホームページで公開とすることで意見照会の代替とし、ご意見がある場合は、デジタル庁の共創プラットフォームにご意見を投入いただく形とする。
- ⑤④の結果、反映可能なものは反映するが反映が難しいものは次版持越し事項とする。

2.2 基本方針等の標準仕様書への取込結果について

- 基本方針と共通機能標準仕様書1.0版を反映した結果、標準仕様書本紙に対して、以下の反映を行っている。

該当章	変更前	変更後	変更理由
<p>第1章 2. (2) 対象分野</p>	<p>後期高齢支援システムとして共同的に必要となる要件は「④システム共通業務」として定義して仕様を記載することとする。</p>	<p>(以下の補足を追加) ※ 複数の標準準拠システムに共通する機能要件については、地方公共団体システム共通機能標準仕様書で規定されている。ただし、共通機能についてはホワイトリスト形式ではないため、後期高齢支援システムが必要とする機能要件と重複する要件については、これに準ずるものとしているが、後期高齢支援システムにて独自に定める機能要件については、本仕様書に仕様を記載することとする。</p>	<p>共通機能標準仕様書1.0版が公開されたことを受け、後期の標準仕様書に規定されている<u>共通機能の取扱い(共通機能だけはホワイトリスト形式ではないことから、後期高齢支援システムとして必要な事項を共通要件として定めていること)</u>について示すために、記載を追記しました。</p>
<p>第3章 1. (6) 統合収滞納管理システムとの連携機能について</p>	<p>統合収滞納管理システム(全庁的に行う収納管理及び滞納管理を行うためのシステムをいう。)と、個別収滞納管理機能(後期高齢支援システムの標準仕様書において規定している収納管理及び滞納管理を実現するための機能をいう。)との関係については、次に示す資料を参照することとする。 ・「地方公共団体情報システム標準化基本方針」</p>	<p>(以下の補足を追加) なお、統合収滞納管理システムについては、標準仕様書間の横並び調整方針において標準準拠システム以外のシステムと位置付けられているため、地方公共団体情報システム標準化基本方針の「4.1.4 標準準拠システム以外のシステム」の規定に準ずる。</p>	<p>基本方針に示される統合収滞納管理システムの考え方を参照するよう示していたが、基本方針においては、統合収滞納管理固有の考え方が示されるのではなく、<u>標準準拠システム以外のシステム</u>として考え方が示されたため、<u>基本方針のどの個所が該当箇所なのかを明記するように記載を変更しました。</u></p>

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

3.1 現在、想定される制度改正とその影響について

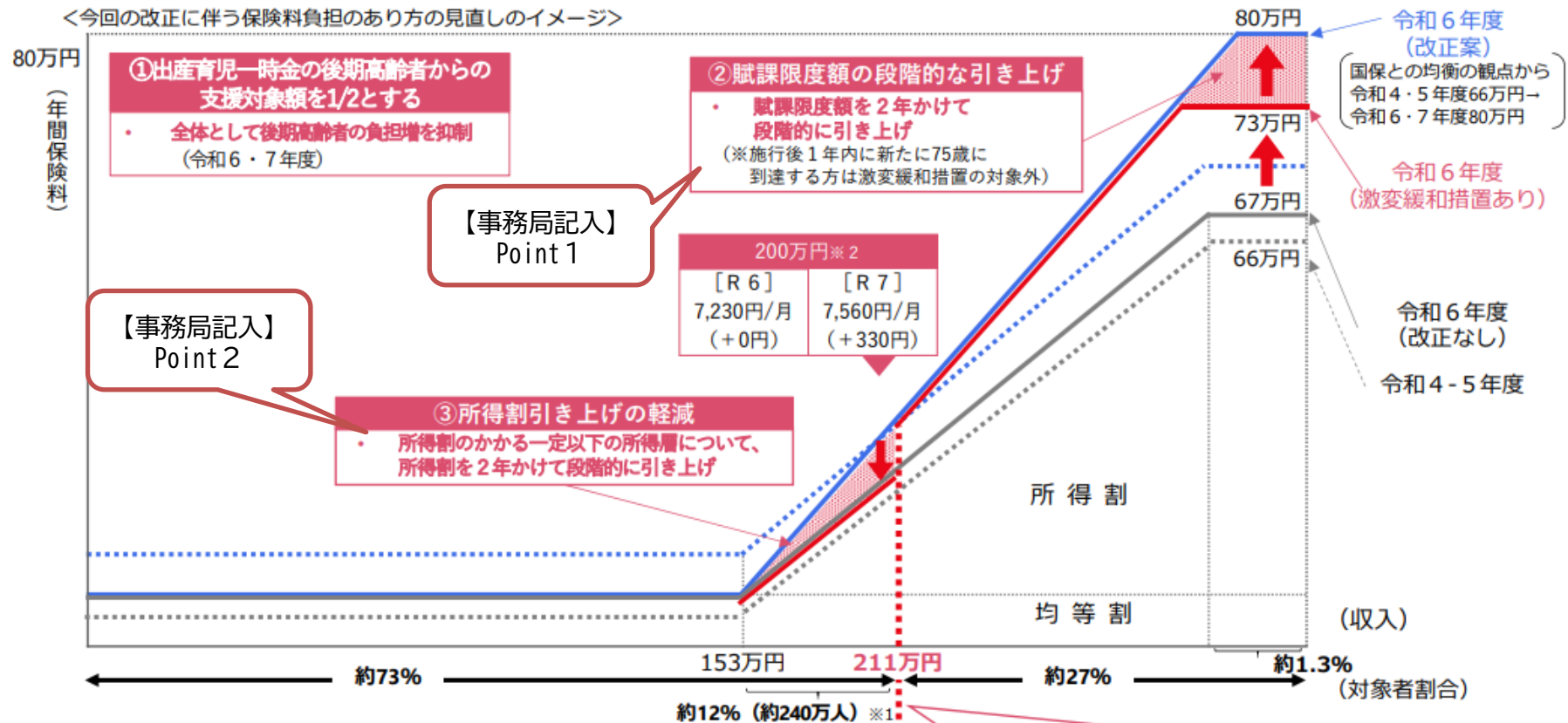
3.2 標準仕様書1.1版における対応方針について

3.1 現在想定される制度改革とその影響について

○ 社会保障審議会 医療保険部会において能力に応じた後期高齢者の保険料負担の見直しについて議論されている。以下の資料は12月15日の会議資料「資料1 医療保険制度改革について」から抜粋。

- 後期高齢者の負担増に対応するため、次の激変緩和措置を実施。
 - ① 出産育児一時金の後期高齢者からの支援対象額を1/2とする (令和6・7年度)
 - ② 賦課限度額を2年かけて段階的に引き上げ
 - ③ 所得割のかかる一定以下の所得層について、所得割を2年かけて段階的に引き上げ (制度改革分は令和7年度)

<今回の改正に伴う保険料負担のあり方の見直しのイメージ>



(参考1) 当該者の所得が旧ただし書所得58万円(年金収入のみの場合、年収211万円に相当)以下の場合に、所得割を2年かけて段階的に引き上げる。
 (参考2) 世帯の所得が一定以下の場合には、均等割の7割、5割、2割を軽減。
 (※1) 所得割引き上げの軽減対象者割合(約12%)は、令和3年度後期高齢者被保険者実態調査特別集計。対象者数(約240万人)は、当該対象者割合に令和6年度の被保険者数見込みを乗じた推計値。
 (※2) 年収200万円の場合の保険料額(7,230円/月・7,560円/月)は、R4・5年度(6,840円/月)からの高齢化等による医療費増に伴う保険料負担の増加(+390円/月)を含む。

3.1 現在想定される制度改正とその影響について

○ 前述の資料で示された見直し内容から後期高齢支援システムへの影響を事務局にて想定した。

見直し内容	想定される影響	理由
Point1 賦課限度額の段階的な引き上げ	後期高齢支援システムへの影響はなし。	<p>後期高齢者医療においては保険料の算定を広域標準システムが実施している。その際の賦課限度額、所得割率はシステムの設定により変更されている。</p> <p>この設定の変更だけであれば2年に1回実施している保険料の見直しと大差なく、後期高齢支援システムに連携される内容も金額や数値以外に変更はないと想定される。</p>
Point2 所得割引き上げの軽減	後期高齢支援システムへの影響未定。	<p>「所得割のかかる一定以下の所得層について、所得割を2年かけて段階的に引き上げ」と案が示されており、保険料の激変緩和措置が行われると特定の対象者は、措置後の保険料で算定が行われることとなる。</p> <p>このことから、以下3点の影響が想定されるが、<u>措置の具体的条件やそれを被保険者にどこまで通知するか等により、システムへの影響度合いが異なる。</u></p> <p><保険料の決定内容を通知するもの></p> <p>①帳票(措置内容を記載する場合) 保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書 等</p> <p>②連携要件(広域⇒市区町村)(通知書が変わる場合) 保険料情報インタフェース</p> <p>③データ要件(措置対象者を管理する場合) 後期高齢支援システムが新たに広域標準システムから②の変更で項目を受領することになる場合</p>

3.2 標準仕様書1.1版における対応方針について

- 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議(第2回)(令和4年9月30日開催)「資料3 地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」では制度改正に対する標準仕様書の改定については原則として見直し適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書を公表するとされている。

標準仕様書の改定に関する基本的な考え方①

- 標準仕様書の改定に当たっては、地方自治体及びベンダーの予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、基本的な考え方を整理することとしてはどうか。
- また、標準仕様への適合性確認や、標準準拠システムの開発等に時間を要することから、そもそも、制度改正の検討を開始する際に、制度改正の適用時期等についてデジタル庁に情報共有するよう努めるなど、地方自治体における標準準拠システムの現実的な利用開始時期を念頭に置いた対応を行うべきではないか。

<基本的な考え方(案)>

- ① 制度改正を契機として見直しを行う場合は、原則として見直しの適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書を公表する。ただし、制度改正が毎年行われる事務等については、別途の反映方法により行うこととし、デジタル庁と制度所管府省とで調整する。
- ② 機能要件について、制度改正以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への反映を行ったものについて、その1年後以降に適用する。ただし、移行支援期間(2025年度まで)においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。
- ③ データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として行う。
- ④ 上記の見直しに伴う関係者の調整を円滑に行うため、見直し内容の仕様書への反映の基準日を年に数回設ける。
(例 前期分：8月31日、後期分：1月31日)
- ⑤ なお、標準準拠システムの開発過程等で生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、ベンダー等との認識共有を図る。

3.2 標準仕様書1.1版における対応方針について

- 前述した通り、1年前を目途に改定を原則とする場合、今回の標準仕様書1.1版で改定することが望ましい対応であると考えられるが、以下の課題がある。
 - ①当該改正は一定の方向性が見出されているものの議論の途上であり、最終的に被保険者への通知がどのように見直されるかは現時点で未定。
これらについては、今後の制度施行に向けた検討過程で内容が決定される見込みである。
 - ②後期高齢支援システムに該当箇所の影響が発生するかどうかは広域標準システムにおける改修内容にその大半が依存するが、①が決まらない限り、広域標準システムの改修内容も確定しない。

対応方針(結論)

上記①②を踏まえると今回の標準仕様書1.1版に反映を行うことは現実的ではない。
そのため、1.1版では当該事項は持越し事項とし、上記の①②が解決し次第、その内容を可能な範囲で標準仕様書1.2版(仮名)(案)という形で公開することとする。
(令和5年度前半での公開を想定)

なお、標準仕様書1.2版(仮名)(案)としているのは、意見照会などを経て1.2版(正式版)として公開する場合、想定される影響内容の公開が遅くなり、各システムベンダにおける開発に支障をきたす可能性がある。そのため、以下のプロセスにより公開することとする。

- ①事務局にて制度改正の内容のみを反映した標準仕様書1.2版(仮名)(案)を作成。
- ②ベンダ分科会の委員および、市区町村WTの委員にご確認いただく。(会議体か書面回覧かは内容次第)
- ③②における了承・意見内容の反映をもって検討会委員には資料送付し、ご意見がなければ資料を公開。

- 本件は今後の決定内容により、引き続き検討が必要となるため、資料2-別紙1「検討・課題一覧_後期高齢」へ起票し、継続課題として管理することとする。

4. 標準仕様書1.0版の持ち越し事項の対応

- 4.1 葬祭費支給の独自運用について
- 4.2 文字情報基盤の過渡期における機能要件の整理等について
- 4.3 引っ越しワンストップについて
- 4.4 マイナポータルぴったりサービスへの対応について
- 4.5 意見照会の結果、少数意見として取り込まないと判断した機能要件等の精査について
- 4.6 DV加害者情報の取込について
- 4.7 請求情報先を管理する取り纏め店情報の管理機能について
- 4.8 公金口座の自動取得、自動照会機能の「実装必須」化について
- 4.9 ユニバーサルデザインへの対応について
- 4.10 ハガキ形式、及び一体型への対応について

4. 標準仕様書1.0版の持ち越し事項の対応

- 令和4年8月末時点の標準仕様書1.0版において、積み残しとした課題・検討事項は以下のとおり。(各課題の詳細については資料2-別紙1「課題・検討一覧_後期高齢」参照)

#	課題・検討事項	資料2-別紙1 項番
1	葬祭費の支給の独自運用を行う自治体の標準仕様書への追加要望を受け、対応方法を検討する。	No.3
2	文字情報基盤の過渡期における機能要件の整理、及び未登録外字の機能の考慮の要否を検討する。	No.6、14
3	引越しワンストップに関する機能要件を反映する。	No.8
4	マイナポータルぴったりサービスへの対応について制度要件含め対応する手続きが整理された場合、機能要件に反映する。	No.9
5	意見照会の結果、少数意見として取り込まないと判断した機能要件等の精査を行う。	No.11
6	DV加害者情報の取込について取込が必要な情報とするのかどうかを検討する。	No.12
7	口座振替による請求情報先を管理する取り纏め店情報の管理について後期高齢単体で共通機能として規定するかを検討する。	No.13
8	公金口座の自動取得、自動照会機能の「実装必須」への変更を行うかどうかについて自動取得、自動照会が必須事務運用として規定される場合、それを受けて見直しを行う。	No.15
9	ユニバーサルデザイン対応した帳票レイアウトの検討、及び文字フォントを大きくしたデザインの検討を行う。	No.18、20
10	ハガキ形式、及び一体型への対応が必要な帳票を選定し、レイアウトの検討を行う。	No.19、21

4.1 葬祭費支給の独自運用について

課題

現状、東京都のみで実施している葬祭費の上乗せ支給については、後期高齢支援システムの標準仕様書における取り扱いとしては「標準化対象外」とさせていただいた。

これを踏まえて、実際に従前の業務が遂行可能となるのかという課題が残っていた。

事務局における対応

前回、検討会でも東京都の委員からご発言いただいたように本件については、東京都における課長会議において議案として取り扱っていただいたとのこと。それを踏まえ、東京都広域連合と実現方法について打ち合わせを実施させていただいた。現時点においては、広域標準システムに外付けカスタマイズを施し、改修することが可能かということをご検討いただいている。

ただし、広域標準システムにはカスタマイズ実施不可とされる部分(例:オンライン画面の改修等)もあることやカスタマイズによる改修を行う場合、相当量の改修が必要となることから広域標準システムの一部機能が活用できないかというご相談をいただいている。

対応方針(結論)

現状のフェーズとしては、広域連合にて対応をご検討いただくとなったことを踏まえ、標準仕様書における当該機能の取り扱いについては、「標準化対象外」として継続させていただく。

本件については、広域連合の方針が決定された段階でクローズとさせていただくこととし、別途結果をご報告させていただき、クローズとする。

4.2 文字情報基盤の過渡期における機能要件の整理等について

課題

各標準準拠システムが用いる文字が何になるかにより、広域標準システムとの連携における過渡期の整理などが必要という課題。

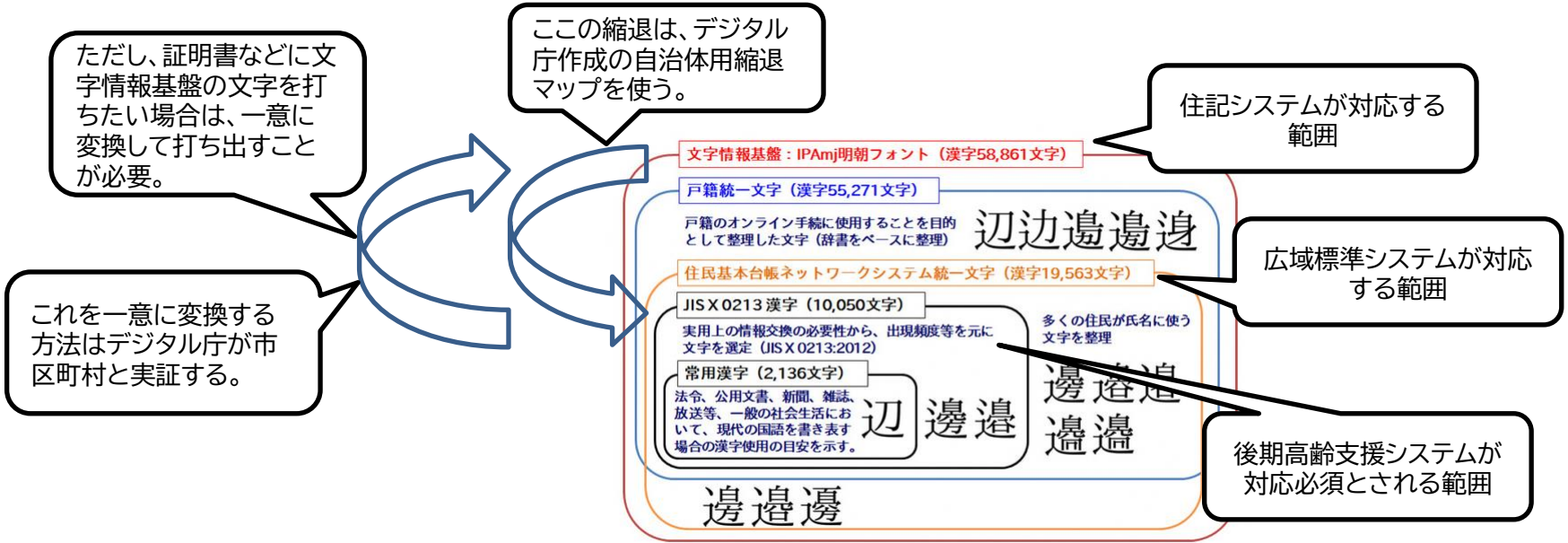
事務局における対応

デジタル庁における「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」に記載の内容を要約すると以下となる。

- ①各標準準拠システムが保持するデータの文字セットは JIS X 0213:2012、文字コードは JIS X 0221:2020 とする。
- ②戸籍・戸籍附表・住民記録システム及び印鑑登録システムについては、文字情報基盤として整備された文字を保持する。
- ③②以外の標準準拠システムの氏名等については、保持するデータの文字セットは JIS X 0213:2012、文字コードは JIS X 0221:2020 とする。
- ④ただし、住民に対して発行する証明書等に記載する氏名等について、文字情報基盤として整備された文字を表記する必要があるとデジタル庁が認める場合は、氏名等に係る文字情報基盤として整備された文字と JIS X 0213:2012 へ縮退された文字を一意に変換して表示する必要がある。
- ⑤②⇒③の縮退は、デジタル庁がつくる自治体用縮退マップを用いて行う。
- ⑥一意に変換する技術については、デジタル庁が自治体と一緒に検証する。

①から⑥を図にすると次のページのようになるという前提のもと、影響を検討した。

4.2 文字情報基盤の過渡期における機能要件の整理等について



この整理を踏まえると

- ①住記システムに登録されている文字と異なる文字で住民向け通知を打つ場合
 - ②住記システムに登録されている文字と同一の文字で住民向け通知を打つ場合
- で課題は異なる。

②を前提とした場合、広域標準システムと後期高齢支援システムで打つ文字は合わせておく必要があるが、広域標準システムがこの文字情報基盤文字を扱えるようにシステムを令和4、5年度に改修する予定はないことを厚生労働省には確認している。

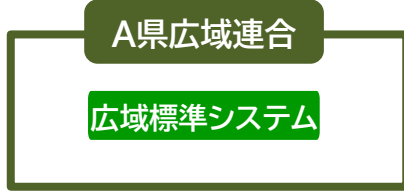
上記の状況を踏まえると最も早く広域標準システムが改修されたケースにおいても令和6年度にシステムが改修されたとして、システムリリースされ広域連合が適用可能となるのは令和7年度以降となることが想定される。

4.2 文字情報基盤の過渡期における機能要件の整理等について

この結果、令和6年度に先に後期高齢支援システムが前ページの②を対応すると以下のような結果となる
ことが考えられる。(氏名等の項目を文字情報基盤文字として管理している場合)

文字情報基盤文字を項目として管理

文字情報基盤文字を項目として管理していない



邊

そのまま連携した場合



未定義文字として取り込めないか、●になる。(想定)

邊

住基統一文字の範囲に変換



邊

異なる字体となって連携される
(文字同定の縮退の変換結果によるため、必ずしもこの字体になるわけではない)

邊



邊

外字として字形は表現されるが、外字が増加する。

外字として字形登録

4.2 文字情報基盤の過渡期における機能要件の整理等について

前ページの結果を踏まえるといずれの対応も現実的ではない。特定の住民への通知が市区町村と広域連合で氏名記載の漢字が異なることについて説明は困難という前提にたって考えた場合、以下の対応案が考えられる。

事務局における対応(案)

広域標準システムまで含めて同一の文字が取り扱えるようになるまでは、住基ネット統一文字の範囲を前提として後期高齢支援システムも稼働させる。(結果、通知もこの文字の範囲の取り扱いになる)

この前提を成立させるには、以下が必要となる。

・住記システムから取得できるデータが従前どおり、住基ネット統一文字の範囲でデータ取得が可能であること

ただし、住民記録システム 標準仕様書3.0版で文字の扱いは、デジタル庁が整理するデータ要件・連携要件に準ずるとされており、今後その方針によって修正予定がある旨、記載がされており、この整理時期は未定とされている。

事務局見解

現時点整理がなされていない段階でこの要件を2025年度までの切替要件にいれて後期高齢支援システムをベンダが改修することは困難と考える。また、後期については広域標準システムも改修計画がないことから、対応が現実的ではない。各種未定の状況で過渡期の検討は困難と考える(仮説が置けない)
また、令和7年度末の切替をターゲットとするのであれば文字の取り扱いの要件変更は今回の標準化の取り扱いの対象外とするか要件の範囲を限定的とするのが妥当と考える。

4.2 文字情報基盤の過渡期における機能要件の整理等について

なお、この文字の取り扱いについてはデジタル庁が「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」で規定しているものであることから、その記載要件を単独で変更することはできない。ただし、機能帳票要件上「実装必須」項目として規定していると要件の実現範囲が曖昧となる。

対応方針(結論)

同様のテーマを掲げた他業務のWTにおいて、「個々の業務での検討ではなくデジタル庁における統一的な見解が示されるまで標準仕様書の修正は実施しないとして欲しい」といった意見があった。また、デジタル庁より、「文字要件の具体的な内容については、引き続き関係府省と検討を進めており、その結果を踏まえて令和5年3月末に改版を行う予定。改版までに決まった方針等については随時発信していき、各業務の標準仕様書に追記が必要になった場合は、改めて追記の依頼を行う」との見解が示された。

上記を踏まえて、後期高齢支援システム単独で要件規定を行うことは控える方針とした。

なお、文字要件について検討中であることがわかるよう、機能・帳票要件において、1.1版(案)においては、以下の補足を記載することとする。

機能ID:250001

「文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。」

「要件の考え方・理由」欄に以下を追記

「(P)文字要件についてはデジタル庁で整理中のため、当該要件は今後変更となる可能性がある。」

4.3 引っ越しワンストップについて

課題

引っ越しワンストップの要件を標準仕様書に反映するかどうか。

事務局における対応

本件について厚生労働省と方針について相談した。

引っ越しワンストップにおいて転入予定者の情報(個人番号含む)を活用して、広域標準システムなどで予め資格取得の準備をするなどを検討する場合、広域連合はその特性上、広域連合の属する自治体内に存在しない対象者の個人番号を取得して利用することになるがこれを可能とするためには番号法等の改正もしくは何らかの措置が必要となる。

対応方針(結論)

上記を踏まえ、後期高齢支援システム標準仕様書における本件についての改版は、上記の改正もしくは措置が検討されるまでは実施できないため、上記の検討が行われるまでは見送りとする。

デジタル庁のホームページでは、「令和4年度に全市区町村において、マイナポータル等を通じたオンラインによる転出届・転入(転居)予約のサービスを開始することを目指しております。」との記載があるが、この受付が始まった場合でも後期高齢支援システム等のシステム対応は行われなため、手運用を前提として可能な範囲での対応となることが想定されるが別途、本件についてはデジタル庁などから方針が示されることと想定する。

4.4 マイナポータルぴったりサービスの機能要件の反映

課題

マイナポータルぴったりサービスの機能要件の反映を標準仕様書に反映するかどうか。

事務局における対応

本件について厚生労働省と方針について相談した。

実施するためには電子的な申請を受け付けするための法律等の見直しが必要となるが令和4年度において本件に関する見直しの予定はないとのこと。

対応方針(結論)

上記を踏まえ、後期高齢支援システム標準仕様書における本件についての改版は、上記の法律の改正が検討されるまでは実施できないため、上記の検討が行われるまでは見送りとする。

なお、上記とは別に既に自治体において実施されているWEBによる電子申請(口座振替の口座の申請)などについては、既に実施されている施策であることから、後述の「4.5 意見照会の結果、少数意見として取り込まないと判断した機能要件等の精査について」において上記を可能とするための「標準オプション」としての機能・帳票要件への反映を実施している。(外部システムからの「口座振替用の口座情報の取込」)

4.5 意見照会の結果、少数意見として取り込まないと判断した機能要件等の精査について

- 前回の検討会でご報告したとおり、全国意見照会でいただいたご意見のうち、少数意見であるため標準仕様書1.0版においては「対応見送り」として整理したご意見について、内容を再確認し、対応要否の精査を行った。

対応要否の判断として、以下の基準に該当するものを記載修正の対象としている。

<対応必要と判断する基準>

#	判断基準	見直しの経緯
1	事務効率を落とさないために必要となる機能であるため、標準オプション機能として取り入れるべきもの。	大規模団体向けの要件であっても利便性向上のための要件は追加しないという判断を行ったが、業務効率向上のために、少数意見も含めて見直しが必要と判断したため。
2	記載がわかりづらく、誤解を生む内容になっているもの。	標準仕様書1.0版を公開したものの、わかりにくい箇所については改善を行う必要があると判断したため。
3	税と国保の横並び確認の結果、後期としても再検討して対応を行うべきと考えるもの。	いただいた意見を踏まえ、他業務で公開された最新の標準仕様書と照らし合わせて要件統一を図るために反映する必要があると判断したため。

- 精査を行った結果なお「対応見送り」としたものは、原則、今後の意見照会等において改めてご意見をいただくものとあわせて検討していくこととする。(あらためて本件を単独で精査することを行わない予定)

- なお、対応見送りと整理したものは、以下のような例がある。
例) 被保険者資格異動の機能に対し、住民票の誤入力により個人番号の修正が発生した場合、番号を修正する機能が必要とのご意見をいただいたが、住民記録システムから訂正情報が連携されることが前提であり、個人番号に特化して誤入力後の再連携に関する機能要件を作る必要はないと考え対応不要と整理した。

4.5 意見照会の結果、少数意見として取り込まないと判断した機能要件等の精査について

- 前頁の判断基準に従い記載修正と再整理したご意見をもとに、標準仕様書の要件を追加した9件の内容を以下の表に示す。
 なお、機能・帳票要件については要件の追加以外に、14件の標準オプション機能に各種条件の追記を行っているため、記載している件数以上にシステムに求められる要件は追加となっている。

<機能・帳票要件の変更内容>

#	業務	機能ID	機能名	機能内容	実装区分	判断基準
1	共通	0250326	振込元管理情報管理	還付振込依頼時の管理情報を登録・修正等する機能。	実装必須	判断基準3
2		0250311	口座情報取込	口座振替用の口座情報の一括取込・更新をする機能。	標準オプション	判断基準1
3		0250042	各情報照会管理	情報として口座情報を表示する機能。	標準オプション	判断基準1
4		0250322	未登録外字、文字切れ等検知機能	文字切れ発生時の出力方法(空白/そのまま)を設定する機能。	標準オプション	判断基準1
5	保険料賦課	0250312	対象者確認・対象範囲設定	仮徴収額変更対象者の情報を一括更新用にファイル出力する機能。	標準オプション	判断基準1
6		0250313	仮徴収額変更(平準化)	機能ID:0250312で抽出したファイルを基に一括登録を行う機能。	標準オプション	判断基準1
7		0250328	特別徴収依頼処理結果情報登録	特別徴収に関する通知情報を登録・照会する機能。	実装必須	判断基準3
8	保険料収納	0250310	還付加算金計算	還付加算金の計算経過の確認をする機能。	標準オプション	判断基準1
9		0250320	督促状発送情報登録	督促状の発送履歴を一括削除する機能。	標準オプション	判断基準1

4.6 DV加害者情報の取込について

課題

DV加害者情報について、意見照会の中で「住民記録システムからのデータの取込、または必要に応じた照会機能を追加してほしい」といったご意見をいただいた。

事務局における対応

標準仕様書1.0版においては、以下の状況であったため、対応を見送った。

- ①データ要件・連携要件には加害者情報の記載がないため、現状取り込む情報が規定されていない。
- ②デジタル庁の標準仕様書間の横並び調整方針にて、「加害者情報の連携については、その必要性に応じて各府省において検討し、関係府省庁で協議した上で記載する」と示された。

対応方針(結論)

- ①については、デジタル庁にて加害者情報をデータ管理項目として規定することについて住民記録システムと調整を行っていただくよう依頼中。
- ②については関係者意見として「DV対象者であることが判明した時点で個人情報をも本人以外には開示しない方針で運用しているため、加害者の情報は必要ではない」といった意見もあり、ご意見が種々、存在することから全国意見照会時のその必要性等について自治体に確認を行い、その内容をもとにその取扱いについて議論していくという進め方とする。主たる質問は以下のとおり。

<質問案>

- ・DV加害者情報を既に管理しているかどうか。・管理する場合に必要と考える項目(※)
- ・管理している場合、どのような用途で利用しているか。管理していない場合、今後管理できることでどのようなメリットがあるか。
- ・管理する場合にシステムに求める必要があると考える要件
(閲覧者の権限管理、情報表示の有無の選択等)

(※)住記システム標準仕様書記載の項目から抜粋。

4.7 請求情報先を管理する取り纏め店情報の管理機能について

課題

意見照会において「口座振替による請求情報先を管理する取り纏め店情報が必要である」とご意見をいただいております。デジタル庁の標準仕様書間の横並び調整方針の共通要件の中で吸収されることを前提としていたが、特段記載は行われていない。

事務局における対応

ご意見をいただいた自治体の条例等を確認したところ、以下の用途で使用しているものと想定している。

- ① 口座振替の依頼について金融機関に依頼書を出す際に依頼書に取り纏め店舗の情報を印刷している。
- ② 口座振替の依頼データの中に取り纏め店舗の情報を設定している。

口座振替の依頼書や依頼データに取り纏め店舗の記載がなくとも、金融機関の支店番号が設定されていれば口座振替自体は可能と認識しているが、上記のような取り纏め店の設定を金融機関から自治体に要求することがあるのか、また要求することがあるのであればその用途について全国銀行協会へ問合せをおこなった。

対応方針(結論)

全国銀行協会のご協力により、メガバンク3行にお問い合わせをいただいている。

現時点、回答結果を得られていないため、以下の方針とさせていただきます。

- ・「必要」という回答があり、その要件が実現できない場合、銀行とのやり取りにおいて業務効率が低下すると判断できる見解が示された場合⇒要件として追加する。
- ・「必要」という回答があったが、慣習的なものであった場合、もしくは「不要」という回答があった場合⇒要件には記載しない。(当該要件を実装しない理由は機能・帳票要件上明記する)

4.8 公金口座の自動取得、自動照会機能の「実装必須」化について

課題

意見照会において「公金口座の自動取得・更新機能を必須としてほしい」といったご意見をいただいておりますが、公金口座に関する要件は、デジタル庁の標準仕様書間の横並び調整方針において示されるものとして対応を見送っていたが、現時点で示されていないため、改めて議論する必要性が生じている。

事務局における対応

公金口座に関する要件は、標準仕様書1.0版に標準オプション機能として以下の機能要件を示している。

1.4.7.口座情報管理

公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。

対応方針(結論)

2022年9月21日(水)に、厚生労働省から公金口座対応に関する通知として「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて(その2)」が発出されている。この通知の中で、広域連合における公金口座対応について、都度照会(※1)での運用が困難となる場合、当面の間は申請時照会(※2)による運用を許容する旨が記載されている。

※1 被保険者の公金口座が変更となっていないか、支給の都度、情報照会により確認を行う運用

※2 申請手続以後、照会を行わず、給付対象者が別途、振込先口座の変更手続を行わない限り、申請時の口座を利用する運用

上記の「申請時照会」とする場合は、自動照会は必須機能ではない、ただし、この申請時照会自体は「当面の間」とされていることから、全体的に「都度照会」への移行を促される際に「標準オプション」⇒「実装必須」に変更するという方針とする。

4.9 ユニバーサルデザインへの対応について

課題

帳票レイアウトについての意見照会の中で主に以下の2点について意見があった。

- ①帳票の文字フォントについてユニバーサルデザインフォントを使用しているため、それを許容してほしい。
- ②帳票のデザインについてユニバーサルデザインを採用しているため、それを継続して実現可能としてほしい。

事務局における対応

①について

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(1.0版)においては氏名等については、IPAmj明朝の利用が規定されているが、氏名等以外のフォントは任意とされている。

今後の整理などによるが氏名等については、特定のフォントでなければ表現が必要な文字がシステム上表現できなくなるため、そこに順ずる必要があるが、それ以外の記載については、任意であるためユニバーサルデザインフォントを使用することも可能である旨、標準仕様書(本紙)に補記させていただいた。

②について

デジタル庁にユニバーサルデザイン(※)を採用した帳票を規定する場合について伺ったところ、標準仕様書として規定することが望ましい旨、回答をいただいている。外部印刷委託業者に依頼する様式についても標準仕様書で規定しなければならない要件とはなっていないが、一定のデザインや考え方が示されている方が各自治体における検討の負荷の削減や様式の統一についての一助となると判断し、上記を帳票レイアウトとして規定するための検討を行った。

(※)ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(平成30年法律第100号)で以下の規定あり。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。

4.9 ユニバーサルデザインへの対応について

事務局における対応

- 第一に帳票にユニバーサルデザインを適用するとはどういうことかについて検討した。検討内容については資料2-別紙2「帳票デザイン基本方針」をご参照いただきたい。
- 上記の基本方針以外の個別検討事項について以下に記載する。
 - (1)対象帳票について
全ての帳票に適用することは時間的制約があるなかで困難であったこともあり、最も住民に対して多く通知され、かつ、通知内容が多いもの(わかりやすさが求められるもの)として以下の帳票を対象としてサンプルの作成・検討を実施した。

帳票ID:0250003
保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書
保険料額決定(変更)通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書
 - (2)検討するに際しての課題について
個々の課題に対して事務局において一定の検討をもって方針を検討し、サンプルを作成している。その他本件の取り扱いも含め、ご意見を賜った内容を踏まえ、全国意見照会を経て成案とさせていただき、方針については標準仕様書(本紙)に反映させていきたいと考えている。

対応方針(結論)

以上の検討により作成した方針案を次のページに示す。
この方針案を、標準仕様書本紙に追記し、全国意見照会にお諮りすることとしたい。

4.9 ユニバーサルデザインへの対応について

#	区分	課題	事務局における対応案
1	全般	該当帳票をシステム出力前提とするか	しない。市販の帳票管理ソフトで表現できる範囲を超える可能性もあるため、基本的には外部委託前提として検討する。ただし、ベンダにおいて規定した様式に標準で寄せることについては妨げないものとして規定したい。 (例:現在、宛名シールは12枚／紙1枚を前提としているが、これを後述の宛名のデザインを適用すると8枚／紙1枚程度の宛名サイズになることが想定される。これをあらためて標準仕様書で規定しなくとも当該デザインを踏襲し、システムとして実装することを妨げはしない)
2		カラー前提とするか	カラーにすることで可読性があがる可能性はあるが、印刷コストの上昇や色の判別がつきづらい方への対応を考慮すると原則、白黒で表現できることを目的とする。ただし、用途としての使い分けの問題だとは考えるため、色付きの内容についても検討する。
3		用紙サイズについて	原則A3、A4を前提とする(従前より変更なし)
4		該当帳票を規定したとして同様に規定している通常の帳票レイアウトの棲み分けの扱いはどうするか	システム出力については通常の帳票レイアウト、外部印刷時は該当帳票を活用することを想定するが、文言等共通化を図った方がよいと考えられるものはフィードバックする。 (なお、固定文言などで自治体において用紙にプレ印字されるものは従前より自治体にて変更可能と規定しているため、プレ印字部分までフィードバックするかは別途検討とする。) ⇒結果として、ダブルスタンダードとなるが対象帳票を適切に選定していく。
5		今回対象としない他の帳票についてはどうするか	並行して各自治体に既に適用しているもしくは今後適用が必要と考えている帳票についてアンケートを実施している。この結果を踏まえて、今後追加で対応する帳票は検討する。(原則システム出力ではないため、標準準拠システムの開発には影響を与えない想定)
6		規定したデザイン以外の帳票とすることはNGとするのか	外部委託前提の帳票とするためNGとはしない。本帳票を前提としていただき、自治体固有で変更が必要と考えるものは印刷業者と調整していただく前提。
7		何を標準仕様書として規定するか	①帳票レイアウト(デザインイメージ) ②印刷業者に引き渡す際に活用できる仕様を記載したもの (カラーを活用する場合の色指定などの記載やフォントサイズなどの仕様を気指定した仕様書を想定) ③レイアウトのデザイン元の電子データ(ただし、Adobe Illustratorで作成しているため、閲覧・修正には該当ソフトが必要)

4.9 ユニバーサルデザインへの対応について

#	区分	課題	事務局における対応案
8	宛名	宛名領域の文字数は何文字を前提とするか	<p>住記の標準仕様書では以下の規定となっている。 住所:17文字×3行 氏名:17文字×2行</p> <p>ただし、広域標準システムでは宛名領域のデータを以下で規定している。 住所:20文字×4行(方書含む) 氏名:20文字×2行</p> <p>そのため、住記に寄せた仕様で規定すると広域標準システム出力前提では文字切れしないものが文字切れする可能性が発生する。通常文字切れするものは広域標準システムから連携される文字切れ確認用のリストで確認されることが想定されるが、これでは検知できないデータが発生することになるため、宛名の文字数については広域標準システム側の文字数を前提とすることとした。</p>
9		宛名領域のフォントサイズはどの程度とするか	#8と#10と密接に関連するが、氏名:14pt それ以外の項目:窓あき封筒の規定を守れる範囲でできる限り大きくとした。
10		上記を前提とした場合に窓のサイズは何を想定とするか	文字サイズが大きくなることで窓あき部も大きくする必要があるため、郵便法で規定の最大サイズの縦55mm×横100mmとした。
11	フォント	フォントについてそれぞれ何を適用するか	氏名、住所を表すものはIPAmj明朝で表す。(市長名や市役所の所在地も同様)それ以外の記載事項は全てBIZ UDP前提で検討する。
12		フォントを大きくすることで帳票レイアウトに必要な情報が収まらなくなる	可読性向上を目的として印刷項目が限定できる場合があるため、様式は以下のように分割した。
13	帳票個別	現在、様式を各種用途を踏まえた一体型としているが、可読性を考慮した場合、用途分離したほうが望ましいか	<p>①保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書 (年次の特徴者向けの初回通知用)</p> <p>②保険料額決定通知書 兼 納入通知書 (年次の普徴者向けの初回通知用)</p> <p>③従前どおりの一体型様式 (変更があるケースなどは結果的にほぼ印刷項目が変わらないため)</p>
14		用途分離した要素は、通常のレイアウトにも反映するのか	現状、機能帳票要件で実装必須としているのは「・納付方法(特徴、普徴(自主)、普徴(口座))単位」の山分けとなる。年次処理時は①②のみとなるため、今の要件を変えず実現は可能なため、ご意見を踏まえ検討する。

4.10 ハガキ形式、及び一体型への対応について

- 帳票の様式に関しては、全国意見照会においても様々なご意見をいただいた。改めて他業務を確認したところ、後期と同様の運用を行っている国保、介護の標準仕様書においては、郵送枚数の多い帳票については、ハガキ形式、一体型の帳票レイアウトとする要件が示されており、後期についてもハガキ形式及び一体型の帳票レイアウトへの対応を行う方針で対応を行った。
他業務の整理内容及び全国意見照会のご意見を踏まえて、後期高齢支援システムとしては、以下の表に示す帳票を対象に、ハガキ形式及び一体型の整理を行っている。
- なお、分納誓約書・分納承認連絡書については、次ページに対応方針を示す。
- 帳票レイアウト追加に伴う帳票詳細要件の規定の仕方は以下の通りとした。
ハガキ:印字項目を削減していないため、通常用紙と同一のため、個別には設けない。
一体型:印字項目が1枚のレイアウトとして規定されるため、一体型用に帳票詳細要件を追加した。

形式	対象帳票	仕様書の変更量		変更概要
		別紙3 帳票詳細要件	別紙4 帳票レイアウト	
ハガキ	口座振替不能通知書	—	1帳票	収納-01に様式を追加
	納付額証明書	—	1帳票	収納-09に様式を追加
	督促状	—	1帳票	収納-11に様式を追加(※1)
一体型	口座振替不能通知・納付書(マル公・カク公)	1帳票	1帳票	カク公は督促催告兼納付書に追記。マル公は新規追加。
	還付充当通知・還付請求書	1帳票	1帳票	収納-15に様式を追加(※2)
	分納誓約書・分納承認連絡書	—	—	

※1 督促状の対応については、当初のご意見としては「督促状と納付書の様式を一体型にしたい」といった内容であり、1.0版において対応済み。再度検討を行い、ハガキ形式の様式を追加することとした。
 ※2 還付充当通知・還付請求書については、「還付・充当希望確認票」と「還付請求書」を一体型にしてほしいというご意見と理解し、A3の一体型様式を追加することとした。

4.10 ハガキ形式、及び一体型への対応について

○「分納誓約書・分納承認連絡書」については、以下の方針で考えている。

論点

・「分納誓約書」と「分納承認連絡書」を一体型の帳票様式を追加して示すかどうか。

論点に対する調査

・税、国保において示されている様式においては、本様式を一体型としている様式はない。

対応方針(結論)

- ・当該帳票については誓約・承認の連絡書であり、帳票の目的を考えるとターンアラウンドの帳票にする必要があることが想定できない。
- ・国保及び税の仕様書においても記載がなく、市区町村WTの委員の方に必要性を伺ったところ、必要性についてのご意見もなかったことから、**仕様書には盛り込まないこととする。**
- ・なお、この後の全国意見照会で改めてご意見を頂いた場合は、その必要性に応じて対応することを検討させていただきます。

5. その他の論点について

5.1 健康管理事業の取り扱いについて

5.1 健康管理事業の取り扱いについて

健康管理事業の取り扱いについては、標準仕様書1.0版においては、健康管理システムに後期高齢者医療の被保険者情報を引き渡すところまでの規定とした。

課題

本要件の規定のみでは、現在自治体で実施している業務が滞ることはないのか、整理し、検討する必要があると考えている。

事務局における対応

論点を整理するために現状の整理を行った。

5.1 健康管理事業の取り扱いについて

健康管理事業とは、以下に示す範囲が該当していると認識している。

<健康診査>

No.	健診の種類	所管	対象
1	高齢者医療確保法 特定健康診査(義務) <40-74歳>	市町村国保部門	国保被保険者
②	健康増進法 がん検診、歯周疾患健診等	市町村衛生部門	住民
③	高齢者医療確保法 健康診査(努力義務) <75歳以上> 65才~74歳の障害認定者もこちら	市町村(高齢者医療部門※) ※広域連合から委託を受けて実施	後期高齢者医療の被保険者

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3.2版)から抜粋+障害認定事例を補足。
 なお、No.2については法律上は後期高齢者医療広域連合も健康増進実施事業者に含まれている。

<保健指導>

No.	保健指導の種類	所管	対象
1	高齢者医療確保法 特定保健指導(義務) <40-74歳>	市町村国保部門	国保被保険者
②	保健指導(任意) 65才~74歳の障害認定者もこちら	市町村(高齢者医療部門※) ※広域連合から委託を受けて実施	後期高齢者医療の被保険者

<その他市町村拡張事業>

No.	事業の種類	所管	対象
①	前立腺がん検診、甲状腺がん検診 エキノкокクス検査、原爆被爆者2世の健診、肝臓がん検診等々	市町村(衛生部門)	国保被保険者 後期高齢者医療の被保険者

5.1 健康管理事業の取り扱いについて

後期高齢者医療の範囲で実施していると考えられる主な事業と関連システムは以下の通り。

<健康診査>

No.	健診の種類	対象者	主な実施事業	関連システム
1	がん検診、歯周疾患健診等	全被保険者※	①健診対象者の抽出 ②受診券等の印刷 ③代行機関に受診券発行情報の登録 ④健診データ受取・登録 ⑤費用決済	・健康管理システム ・独自システム
2	健康診査	全被保険者※		・広域標準システム ・後期高齢支援システム ・特定健診等データ管理システム(国保連) ・KDBシステム(国保連) (長期入院該当抽出等)

※いずれも年齢要件や疾患の内容などに基づく条件抽出あり。

<保健指導>

No.	保健指導の種類	対象者	主な実施事業	関連システム
1	保健指導	特定の条件で抽出された被保険者	①保健指導対象者の抽出 ②利用券等の印刷 ③保健指導データ受取 ④費用決済	・健康管理システム ・独自システム ・特定健診等データ管理システム(国保連) ・KDBシステム(国保連)

<その他市町村拡張事業>

No.	健診の種類	対象者	主な実施事業	関連システム
1	前立腺がん検診、甲状腺がん検診、エキノコックス検査、原爆被爆者2世の健診、肝臓がん検診等々	全被保険者※	①健診対象者の抽出 ②受診券等の印刷 ③代行機関に受診券発行情報の登録 ④健診データ受取(国への報告義務有) ⑤費用決済	・後期高齢支援システム ・健康管理システム ・独自システム

5.1 健康管理事業の取り扱いについて

○前ページにおける健康診査や保健指導については、広域標準システムに国保連合会の特定健診等データ管理システム(国保連)に被保険者情報を引き渡すためのインタフェースがあり、これを活用することで受診券の発行業務などは可能となっているため、後期高齢支援システムにおいて要件規定しなくとも実現が可能となっている部分はある。
また、市町村拡張事業においても健康管理システムへのデータ連携機能を要件規定したため、一定の業務が可能となるような要件は規定されている。

ただし、意見照会の結果等を踏まえるとこのように画一的な判断とするには以下の課題をクリアする必要があると考える。

- ①市区町村によって各健康管理事業をどのような対象者に対し、何の事業を実施するかが異なっている。
 - ②実現したい事業の内容により連携対象としたいシステムが異なる。
 - ③市区町村ごとに担当課が異なるため、一概にどのシステムにどのような要件を実装していればよいかという判断が困難。
 - ④標準仕様書で画一的に規定してしまうことで現状、市区町村の創意工夫で実現されている事業について実施する事務内容は変わらないにも関わらず、システムを切り離す、別のシステムで実現しなければならないなどの要件が発生し、業務効率や被保険者へのサービス向上につながらないコストが発生する可能性がある。
- ①～③を整理するためには様々な観点からの検討が・議論が必要であり、システムの機能ありきでの検討とはならない。また、議論が煮詰まらない段階で制約をかけてしまうことで市町村における健康管理事業の実施の弊害となる可能性がある。

5.1 健康管理事業の取り扱いについて

対応方針(結論)

標準化基本方針では、以下のような規定がある。

3.2 標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加

○ 標準化法第8条第2項は、地方公共団体において、「標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認める」ときは、「当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる」旨規定している。

これを踏まえ、本事業における標準化としての取り扱いが今後の議論により方向性が整理されるまでの間の経過措置として、以下の通り標準仕様書(本紙)に整理した内容を追記する。

標準仕様書1.1版(案):

本紙3章1.(10) 健康管理事業の取り扱いについて

「健康増進法および高齢者医療確保法に規定される業務および、健康管理システムにおいて市町村拡張事業として規定されている業務範囲において後期高齢支援システム・健康管理システムの標準仕様書で規定する機能・帳票要件の範囲では実装されていない要件を後期高齢支援システムに内包する形で既に実現している場合は、標準準拠システム適用後も同様の改変又は追加を後期高齢支援システムに対して継続、実施することを許容するものとする」